

食品寄附受入事業者リストの登録募集要領

1. 募集の目的

- (1) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という）は、大阪・関西万博会期中、会場内での食品ロスの削減に取り組んでいます。
- (2) 令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）においては、その前文において、食品ロスを削減していくためには、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」と記載されています。
- (3) 大阪・関西万博の脱炭素や資源循環の方向性を示した EXPO 2025 グリーンビジョンでは、食品ロス削減対策の一つとして「参加者は、賞味期限・消費期限に余裕があり、品質が担保された余った食材等をこども食堂やフードバンクに寄贈することを検討する。また、博覧会協会は寄贈のための連携の場を提供することを検討する。」と示しています。本募集は前述した対策を促進し、食品ロスの削減を行うことを目的とします。また、万博閉幕後もこうした取り組みが継続されることを期待しています。

2. 募集の内容

- (1) 大阪・関西万博会場内の飲食施設や物販施設の事業者（以下「食品寄附者」という）と連携し、食品寄附者から寄附された食品を受け入れる中間支援組織（フードバンク等）、直接支援組織（こども食堂等）の事業者（以下「受入事業者」という）を募集いたします。
- (2) 大阪・関西万博会期中、会場内の飲食施設や物販施設の食品に関して、食品寄附者が寄附の検討を行いやすい環境を整える必要があると考えています。
- (3) 博覧会協会は応募いただいた受入事業者に関する情報をリスト化し、食品寄附者にリストを提供することで食品の円滑な寄附・受け渡しができる連携のきっかけを提供します。

3. 応募資格

受入事業者は次に掲げる要件をすべて満たす法人・団体又は複数の法人・団体等により構成されたコンソーシアムであること。コンソーシアムで参加する者は、構成員全員が以下に掲げる要件を全て満たしていること。なお、構成員としてファシリテータの役割を担う法人・団体を含んでもよいが、実際に食品寄附者から直接食品を受け入れる受入事業者を少なくとも一者構成員として含むこと。また、応募後に構成員の追加を行うことも可能とする。追加の際は、（様式7）を提出すること。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該募集に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32

条第 1 項各号に掲げる者。

- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 本要領に記載した必要な提出資料を提出すること。（代表構成員と構成員で提出書類が異なります）
- (5) 提出資料の情報を、博覧会協会が大阪・関西万博会場内の食品寄附者に提供することに同意すること。なお、情報提供の際、博覧会協会は情報提供先である食品寄附者に（様式 10）の誓約書の提出を求めます。
- (6) 寄附される食品の受入や食品の提供などに際して、消費者庁が取りまとめた「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」（以下「食品寄附ガイドライン」という）を参考に取り組むこと。
- (7) 食品寄附ガイドラインにおける、中間支援組織あるいは直接支援組織であること。
- (8) 寄附された食品について、転売、金銭その他の有価物との交換をしないこと。
- (9) 食品寄附者からの寄附に際して、直接食品を受け取る受入事業者と食品寄附者の間で、食品寄附ガイドラインに基づいて合意書を作成すること。
- (10) 寄附された食品の提供に際して、受入事業者と受入事業者の配布・分配先との間で、食品寄附ガイドラインに基づいて合意書を作成することが望ましい。受入事業者が最終受益者に直接提供する場合は食品寄附ガイドラインに基づき最終受益者に必要な情報を提供すること。

4. 飲食物の受入の流れ

- (1) 本募集の提出資料（様式 1）と（様式 2）から、食品寄附者が食品寄附に際して必要となる情報を博覧会協会にて整理しリストを作成する。
- (2) (1) のリストを食品寄附者が希望する場合、食品寄附者は（様式 10）の誓約書を博覧会協会に提出する。
- (3) (様式 10) の誓約書を提出した食品寄附者に博覧会協会が (1) のリストを提供する。
- (4) 食品寄附者は博覧会協会より入手したリストを参考に、寄附候補先を検討する。
- (5) 食品寄附者は（様式 11）に寄附する食品の詳細を記入し、寄附候補先及び博覧会協会へ送付する。
- (6) 受入事業者は食品寄附者からの送付内容を確認し、質疑があれば直接確認する。そして、食品の受入の可否・受入日時等に関して回答する。
- (7) マッチングが完了次第、食品寄附者から直接食品を受け取る受入事業者と食品寄附者の間で合意書を作成する。なお、受入事業者と配布・分配先の間でも合意書を作成することが望ましい。
- (8) (7) の合意書について作成でき次第、その写しを博覧会協会に提出する。
- (9) 大阪・関西万博会場内で受け渡しをする場合、受入事業者は会場内の車両入場や駐車

規則に従って入退場する。なお、車両入場や駐車場予約など一連の手続きは食品寄附者が行う。

5. スケジュール

- 4月11日 : 募集開始
- 4月中旬 : 飲食施設・物販施設の事業者リスト提供にあたっての必要書類等の案内
- 4月25日 : 一次受入事業者の登録（募集開始～4月25日まで）
- 5月上旬 : リストを飲食施設・物販施設の事業者へ提供
- 5月30日 : 本募集の締切、二次受入事業者の登録（4月26日～5月30日）
- 6月上旬 : 更新後のリストを飲食施設・物販施設の事業者へ提供
- 10月13日 : リスト提供終了

6. 持続可能性への配慮

博覧会協会では、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくこととしています。このため、博覧会協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容の理解に努め、「チェックシート」（持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票）を提出していただくなど、これを遵守していただくようお願いいたします。

7. 申込方法

本募集に係る手続き等については以下のとおりです。

(1) 募集に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間 2025年4月25日（金）17時まで

イ 提出方法 電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025年日本国際博覧会 食品寄附受入事業者リストの登録募集」と明記し、質問内容を「質問票」（様式9）に記載したファイルを添付し提出してください。

送付先：shigenjuncan@expo2025.or.jp

添付するファイル名は参加者申込名称と保存した日付を明記ください。※記入例「質問票__食品寄附受入事業者リストの登録募集__●●（●●には法人・団体名）__202504〇〇（〇〇は送付日）」

ウ 質問者への回答

メールにて個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、博覧会協会ホームページに掲載します。

(2) 本募集の受付期間

2025年5月30日（金）17時まで

- (3) 提出資料の送付先
提出資料の（様式 2）は Excel データ、その他資料は PDF データに変換し、次のメールアドレスに送付してください。
【送付先】公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 持続可能性局
電子メール：shigenjuncan@expo2025.or.jp
※添付ファイルの容量が大きい場合は、複数に分けて送付してください。
- (4) 提出資料の様式の提供方法
博覧会協会ホームページよりダウンロード

8. 提出資料

- (1) 応募申込書（応募者情報）（様式 1）＊
(2) 応募申込書（受入に関する詳細情報）（様式 2）＊
(3) 誓約書（様式 3）
(4) 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 4）＊
(5) 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 5）
(6) 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 6）
(7) 複数の法人・団体での参加申込みの場合、コンソーシアム届出書（様式 7）
- 注1) ＊のある提出資料（様式 1）（様式 2）（様式 4）はコンソーシアムで参加の場合、全ての構成員が提出する必要があります。
- 注2) 日本語以外で記載された資料は、その資料と日本語訳の両方を提出してください。
- 注3) 必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。
- 注4) 資料は返却いたしません。

9. その他

- (1) 本募集に申し込んだとしても、応募者は必ずしも食品の寄附を受け取れるものではありません。
- (2) 食品寄附者からの寄附の申出に対し、その内容をご確認いただき、受入の可否を判断してください。申出に対して、必ずしも全量受け入れる必要はありません。
- (3) 受入に際して、食品寄附者側の運搬費等の費用負担が必要であれば、別途食品寄附者と調整してください。
- (4) 流通過程において、それぞれが十分な注意を払ってもなお、事故が発生する可能性があることから、受入事業者は万が一の事故に備えて、保険に加入することを推奨します。
- (5) 本募集の応募資料の提出をもって、食品寄附者への情報提供に同意したものとみなします。情報提供が難しい事項は（様式 2）に記載の通り、ご対応ください。
- (6) コンソーシアムで応募した場合、食品寄附者の連絡先は代表構成員となります。
- (7) 食品の寄附は食品寄附者の意思で実施するものです。また、寄附する食品の受入も受入事業者の意思で実施するものです。このため、本要領に記載の方法によらない寄附及び受取の実

施を妨げませんが、寄附の際は博覧会協会への情報提供にご協力ください。

以上